

令和5年度 箕輪町地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業 公共施設太陽光発電設備導入による電力供給事業
募集要項等に関する質問に対する回答

	資料名	該当箇所						項目名	質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
1	募集要項	7	Ⅲ	3	(4)	④	(7)	「提供外」「有償」について	提案内容における「提供外」はどのような内容を指しているのでしょうか？また、「有償」についてはPPA価格とは別途請求する内容と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書 I.4.(3).③工に記載の通り、電気料金単価には、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸費用を含めるものとして下さい。電気料金単価に含められないような費用があれば、別途費用が発生するという意味で「有償」として提案書に記載してください。
2	募集要項	7	Ⅲ	3	(4)	④	(1)	変更協議の可能性がある提案について	「変更協議の可能性がある提案」は、どのような変更または協議することを指しているでしょうか。募集要項や要求水準書に見つからなかったため伺いました。	誤記ですので、Ⅲ.3.(4).④.(イ)は削除とします。
3	要求水準書	3	I	4	(1)	①		自家消費率を最大化するためのEMSについて	本計画では運用当初は施設間融通を行わない計画となっておりますが、共同提案者EMS技術を用いれば自営線施工後は受電部のRPRを頻繁に動作せずに施設間融通を行うことは可能です。それで保健センターの屋上スペース活用、自家消費率やCO2削減効果の向上が期待できます。EMSについては事業が切り離されておりますが、EMSの機器自体を提案させて頂くことは可能でしょうか。	要求水準書 Ⅲ.(3)に記載の通り、EMSの調達は本事業の対象外となります。よって、優先交渉権者選定に対する提案としては、あくまで募集要項に応じた提案をお願いいたします。 なお、バリューアップ提案として提案する事は問題はございませんが、上記に示す通り優先交渉権者の評価対象外として扱うことにご留意願います。
4	要求水準書	4	I	3	(3)	①	ア	表1 対象施設	太陽光発電の設置箇所は表1では5箇所とありますが、基本計画書の中の1-3調査検討書のシミュレーションに庁舎玄関庇がありますが、こちらも設置対象と考えればよいでしょうか。	表1に記載した施設を対象として下さい。
5	要求水準書	4	I	3	(3)	①	ア	表1 対象施設	役場庁舎（増築棟）の発電シミュレーションは、庁舎の影による影響を考慮したものでしょうか。 影による影響がある場合、設置対象から外することは可能でしょうか。	影の影響は考慮していません。表1に示す対象施設を除外することは不可です。影の影響があっても、最低限の太陽光発電設備を提案してください。
6	要求水準書	4	I	3	(3)	①	ア	表1 対象施設	保健センターのTVアンテナは撤去しても良いでしょうか。	撤去は可能です。但し、撤去する場合は、撤去費用を見込んで提案してください。
7	要求水準書	4	I	3	(3)	①	ア	表1 対象施設	文化センターの柵、間接照明、フードのようなものがありますが、全て撤去しても問題ないですか。文化センター内部への影響は全くないでしょうか。	現時点では問題ないとしてください。詳細は設計段階で協議するものとします。
8	要求水準書	4	I	4	(2)	③		補助金電気料金単価への反映について	本事業で設備の1/2が補助金で交付されますが、交付された補助金は全額電気料金単価に反映させることとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書 I.4.(2).③に記載の通り、交付金は町から補助金として全額事業者へ交付します。よって、補助金を提案する電気料金単価に反映して下さい。
9	要求水準書	4	I	4	(3)	①	ア	太陽光パネルについて	カーポートや置き基礎を設置するうえで太陽光パネルの指定はありますでしょうか。	指定はありません。

10	要求水準書	4	I	4	(3)	①	ア	パワーコンディショナーについて	上記と同じくパワーコンディショナーの指定はありますでしょうか。	指定はありません。
11	要求水準書	4	I	4	(3)	①	ケ	対象施設の防水について	対象施設の防水層は事前に町で問題ないことを確認してPPA事業者 に提示していただけますでしょうか。	現状は、対象施設の漏水は発生していないため、性能に問題ないと認識して います。要求水準書 I .4.(3).①.ケに記載の通り、太陽光発電設備の設置に伴 い防水層等を破損した場合は、事業者負担で修復を行うものと考えております。
12	要求水準書	5	I	4	(3)	③	ア	町が整備する電力量計 の計測方法について	電力量計の計測データは、町が整備するEMSを通じて取り込みは可能 でしょうか。又はPPA事業者が別途EMSを設置する必要性がありますで しょうか。それとも、毎月、目視確認することになるのでしょうか。	基本計画書 p51に記載の通り、計測データの取り込みが可能なシステムを想定 しております。データの受け渡しについては、実施段階で調整することと考 えております。
13	要求水準書	7	II	1	(2)	②		設計における要求事項	別途公共施設整備事業で導入する蓄電池設備による消費電力量を 自家消費量に含める事とありますが、その制御方法（機器仕様）等 はどの時点で開示頂けますでしょうか。	現時点では、基本計画書 p6 事業マスター工程（案）に記載の通り、2024 年4月頃に仕様確定する予定です。ただし、別途公共施設整備事業者次第 であることにご留意願います。
14	要求水準書	7	II	1	(2)	②		蓄電池による消費電力 量のシミュレーション方法 について	蓄電池設備による消費電力量は自家消費量に含めるとのことなのでシ ミュレーションに入れる計画です。シミュレーションの時に、S o C設定条 件（上限および下限）の指定があれば御教示いただけますでしょうか。 基本計画書に記載がなかったため伺いました。	SOC上限 = 100%、下限0%としてご提案ください。詳細は実施段階で調整 するものと考えております。
15	要求水準書	7	II	1	(2)	③		交付金の給付条件の計 算方法について	「当該太陽光発電設備等で発電する電力量」はPPA事業者が合理的 な設計に基づき、別途シミュレーションする太陽光発電設備の年間想定 発電量のことと理解してよろしいでしょうか。 PPA事業者のシミュレーション結果は、基本計画書の各シミュレーシ ョンに一致しないと思われるため、確認しました。	ご理解の通りです。
16	要求水準書	7	II	1	(2)	③		交付金の給付条件の計 算方法について	「太陽光発電設備等で発電して消費する電力量は当該太陽光発電 設備等で発電する電力量の 50%以上」に留意することですが、こ の50%は、導入する場所個別で計算するのではなく、全導入場所の合 計で計算すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	要求水準書	7	II	1	(2)	②		V2Xの消費電力量につ いて	蓄電池設備による消費電力量は自家消費量に含めるとのことですが、 役場に接続するV2Xシステムの消費電力量はシミュレーションして自家 消費量に含める必要はありますでしょうか。	V2Xの自家消費量は現時点で全く予測できないため、PCS20kWの設備容量 に対して、年平均30%としてご提案ください。なお、実際の消費率が大幅に異 なる場合には、要求水準書 I .4.(3).③オまたはカの適用対象と考えており ます。
18	要求水準書	7	II	1	(2)	②		V2Xの消費電力量につ いて	役場に接続するV2Xシステムの消費電力量は自家消費量に含めてよ い場合、その電気料金はプロジェクト全体と同一料金と考えても大丈夫 でしょうか。	同一料金として下さい。
19	要求水準書	8	II	1	(3)			開示するデマンドデータ の内容確認	開示いただいたデマンドデータは、2021年8月から2022年7月までの実 データをベースに、高効率照明事業による需要減、文化センター空調 導入による需要増をそれぞれ見込んだ想定値と理解してよろしいでし ょうか。	ご理解の通りです。
20	要求水準書	10	II	3	(1)	②		電気主任技術者につ いて	太陽光発電設備の統括管理は別途役場庁舎を管理している電気主 任技術者が面倒を見るという理解でよろしいでしょうか。	当該太陽光発電設備は、電気主任技術者が管理する対象設備に含むもの とお考え下さい。

21	要求水準書	13	Ⅲ		(3)			EMSについて	町が設置しましたEMSを活用する場合に通信料の負担がありますでしょうか？	通信料の負担は不要です。
22	要求水準書	14	Ⅲ		(4)	①		カーポートについて	この文章を読むとカーポートの施工自体は別途公共施設整備工事で実施し、PPA事業者はそこに太陽光パネルを設置するよう受け取れるがその理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。ソーラーカーポートの整備は別途公共施設整備工事で実施します。
23	要求水準書	14	Ⅲ	1	(4)	①		カーポート	屋根はハゼ式折板屋根とし、とありますがカーポートの詳細仕様を頂くことは可能でしょうか（流れの方向等）。	カーポートは、別途公共施設整備工事にて整備します。基本計画書 p6 事業マスター工程（案）に記載の通り、2024年4月頃にカーポートの仕様を開示できる予定です。ただし、別途公共施設整備事業者次第であることに留意願います。
24	要求水準書							分担表作成依頼	公表されている内容では施工の取り合いの判断が難しいため取り合いの分担表を作成いただけないでしょうか。参考資料を送付します。事業の進捗に伴い、分担の変更など協議すべき部分は協議対応いたします。	分担表による回答は差し控えていただきます。下記によりご判断ください。 ・主回路（電源回路）：PPA調達範囲は交流接続箱二次側（発電側）ケーブル端です（基本計画書 p12 参照）。 ・通信回路（制御回路）：PCS接続端まで別途公共施設整備工事で実施します（基本計画書 P54 参照）。通信仕様は設計段階で協議・調整するものとお考えください。
25	様式集及び記載要領	5	I	4	(3)	3		余剰電力の活用に関する具体提案	本件の「逆潮流」の定義は、自営線及び系統を利用した余剰電力の活用の意味でよろしいでしょうか。	基本計画書 p11 に記載の通り、地域新電力を活用した余剰電力の売電を想定しています。
26	様式集及び記載要領	5	I	4	(3)	6		地域貢献	・「町内企業活用に対する定量的な方策」の「定量的」の内容は、具体的な発注額の記載が必要でしょうか。それとも、町内企業〇社に外注すると記載することも定量的となるのでしょうか。	いずれでも可です。「優先交渉権者選定基準 別添 1」項目番号 6 の「評価の視点」をご参照ください。
27	様式集及び記載要領	5	I	4	(3)	8		事業実施に係る保証	・20年後の撤去の計画はどこまで詳細に記載する必要がありますでしょうか。リサイクル方法やリサイクル実施企業まで記載すること必要ありますでしょうか。	法令・制度等が変更することも想定されるため、リサイクル方法や実施企業までを記載する必要はありません。評価の視点は「事業実施に係る保証」ですので、撤去に関する計画については、実現性などを評価の視点といたします。
28	様式集及び記載要領	8	Ⅲ	2				提出要領	A4ファイルに綴じるとありますが、町が指定するA4ファイルはございますでしょうか（例：提案資料に穴を空けずに綴るタイプのファイル、通常の紙ファイル可など）。	指定はございません。
29	様式集及び記載要領	26~29						様式 4 - (1) -① 様式 4 - (1) -② 様式 4 - (1) -③ 様式 4 - (2) -①	今回、コンソーシアムで応募しますが、右上の「応募共同企業体名」を「コンソーシアム名」に変更してよろしいでしょうか。また、「代表企業」の文言はそのまま記載してよろしいでしょうか。（変更が必要な場合はどのように変更したらよいかご教示願います）。	変更することは可とします。「代表企業」はそのまま記載してください。
30	様式集及び記載要領	43						様式 4 - (3) -⑩	実績（類似実績）については、コンソーシアムで申込む場合には、主たる提案者以外のコンソーシアムメンバーの実績も記載してよろしいでしょうか。	よいです。 ただし、p42「グループ概要」に記載したメンバーに限ってください。

31	様式集及び記載要領	43						様式4-(3)-㉔実績(類似実績) 実績報告書	記入欄にある契約金額が二つありますが、それぞれどのような数字を記入すれば良いのかご教示ください。	誤記です。上段にのみ記入してください。
32	基本計画書	11						1-1計画概要	EMSの機種が例示されておりますが、こちらの仕様確定時期はどの時点になるかお知らせください。	基本計画書 p6 事業マスター工程（案）に記載の通り、2024年4月頃にEMSの仕様を開示する予定です。ただし、別途公共施設整備事業者次第であることにご留意願います。
33	基本計画書	13						1-2計画図（配置図）	役場玄関庇のPCS及び交流接続盤（PPA責任区分点）の設置位置をご教示ください。	要求水準書 I.4.(3).①.アに記載した通り、役場玄関庇は対象外です。
34	基本計画書（守秘義務対象開示資料）.pdf	21						文化センターについて	文化センターデッキ部の想定パネル設置範囲について伺います。基本計画書P21「調査検討書（発電シミュレーション：文化センター）」のパネルレイアウト（右側）を拝見すると、右側のデッキ部をほぼいっぱいまで設置する想定に見えます。一方で、「02_建築図/04_文化センター/02_現場写真/IMG_5314.JPG」にあるように、該当部分に柵、電灯、換気ブロック等が設置されてあります。既設部のうち、どこまで撤去してよいと考えるべきでしょうか。	太陽光発電設備の設置にあたり障害となる設備は全て撤去する前提で提案をしてください。詳細は設計段階で協議・調整いたします。
35	基本計画書（守秘義務対象開示資料）.pdf	21						文化センターについて	文化センターの太陽光パネルは置き基礎等での設置が想定されますが、柵等の撤去や地盤が土やすこの箇所があり、この地盤部分の整備及び置き基礎を準備するのはPPA側か整備工事側で行うのかどちらでしょうか。	本事業（PPA側）で実施する想定で提案をしてください。
36	基本計画書（守秘義務対象開示資料）.pdf	23						導入場所の選定について	「情報通信センターやカーポート②については、導入の採否をPPA事業者の判断に委ねる方針とする」について伺います。文字の通り、採算性が低いと思われる場合、PPA事業者は情報通信センター／カーポート②の一部または全部を設置場所から除いてよいと理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、要求水準書 I.4.(3).①.アに記載した対象施設には最低限太陽光発電設備を設置するよう設計してください。
37	基本計画書（守秘義務対象開示資料）.pdf	26						調査検討書（余剰売電への移行） 手法 1	・事業開始後（2～3年後）の逆潮流移行時に、書手法 1 に移行しますが、このスキームの中で、PPA事業者が発電した電気を全量箕輪町が購入し、余剰売電分を小売電気事業者に販売することになっていますが、アグリゲーションや小売電気事業の資格の無い町が取り扱うことが可能なのでしょうか？ご参考までにご教示願います。	余剰電力売電に係る運用は、小売電気事業者への委託する想定です。
38	基本計画書（守秘義務対象開示資料）.pdf	36						調査検討書（適正容量の検討）	導入部分の文章で「～選定した」と記載、前提条件（1）2つ目の「・」で「～採用する」と記載されておりますが、この容量は確定で変更は不可でしょうか。弊社シミュレーションでより良い結果が出た場合にはその容量を採用して良いのでしょうか。	表紙にも記載しておりますが、基本計画書はあくまで参考資料であり、公募要項等を優先してください。
39	基本計画書（守秘義務対象開示資料）.pdf	44						V2Xシステムについて	BEV5-10の充放電を制御するEMSはプロジェクト全体のEMSと独立したものでしょうか。制御方法次第でV2Xに充てる太陽光発電システムの採算性が変わるため、確認いたしました。	基本計画書p40 3-2 計画図（主回路接続図）に記載の通り、独立したシステムを想定しています。
40	現地確認に於いての質疑								庁舎に既存設置されている太陽光発電システムの仕様の開示を頂けますでしょうか。	太陽光アレイ：京セラ SPG1786-02E パワコン：GSユアサ LBBB-30-T3CK、LBBB-10-T3CRK

41	現地確認に於いての質疑									庁舎に既存設置されている太陽光発電システムの電力事業者との契約形態についてご教示ください（余剰売電契約等）。	全量自家消費です。
42	01_庁舎+02_図書館_デマンド.xlsx								デマンドデータの範囲について	庁舎および図書館の合算値になっています。庁舎に供給する太陽光発電の電力は図書館にも利用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。基本計画書p53 4-2 計画図（主回路系統図：改修後）に記載の通り、別途公共施設整備工事にて図書館は役場庁舎の低圧系統に接続されます。
43	動産保険								動産保険の付保	太陽光発電設備の動産保険の付保は弊社で付保するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。要求水準書 I .4.(3).③.工に記載の通り、電気料金単価には、本事業を達成するために必要となる一切の諸費用を含めるものとして下さい。
44	サイネージ								サイネージ設置について	本件のプロジェクトで箕輪町でサイネージの設置は検討していますでしょうか。	設置は検討していません。